

我孫子市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事）

令和3年1月8日

総務第1091号総務部長決裁

1 趣旨

この要領は、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関し、現場管理費の補正を試行するため、当該補正の試行の実施について必要な事項を定める。

2 対象工事等

(1) 対象工事

現場管理費の補正の試行対象とする工事は、市が発注する土木工事（発注方法が入札の場合に限る。）のうち次のいずれかに該当する土木工事とする。

ア 主たる工種が屋外作業である工事とする。

イ 土木工事のうち電気通信設備及び機械設備工事にあつては、主たる工種が屋外作業である工事及び製造とする。ただし、主たる工種が屋内作業の場合であっても空調設備等がなく室内環境が屋外と同等と認められる場合は、対象工事とする。

(2) 適用範囲

令和3年4月1日以後に契約した工事に適用する。

3 用語の定義

この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 真夏日

日最高気温が30度（℃）以上又は暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上の日とする。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度（℃）以上又は暑さ指数（WBGT）が25度（℃）以上の場合とする。

(2) 工事着手日

工事着手届を提出した日とする。

(3) 現場施工最終日

現場事務所の撤去、現場の清掃等全ての作業が完了した日とする。

(4) 対象期間

工事着手日から現場施工最終日までとする。ただし、次に掲げる期間は、除くものとする。

- ア 年未年始 6 日間
- イ 夏季休暇 3 日間
- ウ 工場制作のみを実施している期間
- エ 工事全体を一時中止している期間

(5) 真夏日率

次の式により算出した率をいう。

真夏日率 = 対象期間中の真夏日の日数 ÷ 対象期間

(6) 休工日

工事現場において、1 日を通して一切の作業（現場事務所での事務処理を含む。）を実施しない日（降雨、降雪等により予定外に休工した日を含む。）をいう。ただし、現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制による交通誘導、機器類の保守点検等の作業を要する日は、休工日に含めない。

4 真夏日の計測方法、真夏日率の算出方法等

(1) 真夏日の計測方法

真夏日の計測は、次のいずれかの方法で計測する。

- ア 気象庁が公表する日最高気温が 30 度（℃）以上の日（我孫子観測所のものに限る。以下イ及びウにおいて同じ。）
- イ 環境省が公表する暑さ指数（WBGT）が 25 度（℃）以上の日
- ウ 夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が 30 度（℃）以上又は暑さ指数（WBGT）が 25 度（℃）以上の日であって、いずれもア又はイの方法による。
- エ アからウまでにより難しい場合は、監督職員との協議による。

(2) 真夏日の算出方法

真夏日の算出は、(1) の計測方法によるものとする。ただし、休工日は、真夏日に含めないものとする。

(3) 真夏日率の算出方法

真夏日率は、3 (5) の方法により算出するものとし、小数点以下第 3 位を四捨五入とする。

5 計測結果の報告

受注者は、現場施工最終日以後速やかに真夏日の集計を行い、工事打合せ簿により、真夏日の作業日報告一覧表（書式は問わず、真夏日に作業した日を報告するもの。）、真夏日率及びその算定根拠となる気象庁観測データ又は環境省のホームページの観測結果の資料を添えて、監督職員に提出するものとする。

6 補正值の積算方法及び補正の方法

(1) 補正值の積算方法

現場管理費の補正は、対象期間中の日最高気温の状況に応じて、次の算式により補正値を算出し、当該補正値を現場管理費率に加算して行うものとする。

現場管理費＝対象純工事費×（（現場管理費率×補正係数^{※1}）＋補正値^{※2}）

※1 千葉県積算基準（共通編・その1）における「第2章工事費の積算 3 現場管理費の表3 地域補正の適用の補正係数」をいう。

※2 次の算式により算出した値をいう。

補正値＝真夏日率×1.2 小数点以下第3位を四捨五入

補正値は、「緊急工事の場合」と重複する場合であっても2%を限度とする。

【算出例】

1) 条件

①工種：道路改良工事 ②工期：155日 ③真夏日：35日

④請負工事費：2,800万円

2) 計算

①真夏日率（%）＝真夏日（35）÷工期（155）＝0.23

②補正値（%）＝真夏日率（0.23）×補正係数（1.2）＝0.28

(2) 補正の方法

現場管理費の補正は、変更契約において行うものとする。

7 対象工事である旨の明示

この要領の対象となる工事にあつては、特記仕様書に次に掲げる事項を記載するものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事）

第〇条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。

2 受注者は、契約締結後速やかに本試行の適用について監督職員と協議するものとする。

3 現場管理費の補正の実施に当たっては、我孫子市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（土木工事）に基づき行うものとする。

8 その他

施工現場の状況等によりこの要領による対応が困難な場合又はこの要領に定めがない事項については、発注者及び受注者において協議し、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

【参考】

暑さ指数とは

暑さ指数(WBGT)は人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい ①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標をいいます。

日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31℃以上)	すべての生活活動でおこる	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28～31℃※)	危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25～28℃※)	中程度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25℃未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※(28～31℃)及び(25～28℃)については、それぞれ 28℃以上 31℃未満、25℃以上 28℃未満を示します。日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人とは、体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人などをいいます。
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より